

地域における障害者スポーツの普及促進について

(案)

平成 28 年 3—月 10—日

地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議

目次

1. はじめに

2. 障害者スポーツの普及促進の必要性・課題等

3. 障害者スポーツの普及促進のための取組方策

(1) 障害児のスポーツ活動の推進

(2) 障害者のスポーツ活動の推進

(3) 障害者と健常者が一緒に行うスポーツ活動の推進

(4) 障害者スポーツに対する理解促進

(5) 障害者スポーツの推進体制の整備等

別添 地域における障害者スポーツの普及促進における関係者に求められる役割・取組

参考資料

○ 「地域における障害者スポーツの普及促進について」概要

○ 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議設置要綱

○ 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議委員名簿

○ 審議経過

○ 障害者スポーツに関する基礎データ集

1. はじめに

(障害者スポーツを取り巻く環境の変化)

- 2020年東京パラリンピック競技大会（平成32（2020）年8月25日～9月6日）まで5年をきつたとなつた。

東京パラリンピック競技大会を一過性のスポーツイベントに終わらせるのではなく、東京大会を契機として、障害者への理解が一層進み、障害者が身近な地域においてスポーツに親しむことができる社会の実現に向けて、今、障害者スポーツの普及促進の取組が求められている。

- 障害者スポーツについては、平成23（2011）年8月に施行された「スポーツ基本法」において、障害者の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの基本理念が掲げられ、平成24（2012）年3月に文部科学大臣により策定された「スポーツ基本計画」において、障害等を問わず、広く人々がスポーツに参画できる環境を整備することが基本的な政策課題とされている。

- また、近年、パラリンピックをはじめとする障害者スポーツにおける競技性が著しく向上していることなどを踏まえ、平成26（2014）年4月1日より、障害者スポーツに関する事業のうち、スポーツ振興の観点から行われるものについては、厚生労働省から文部科学省に移管され、文部科学省では、スポーツ政策の一環として、障害者スポーツの普及促進と競技力向上の両面から施策の充実を図ってきた。

- さらに、平成27（2015）年10月1日には、関係省庁の司令塔的な役割を果たす「スポーツ庁」が設置された。

スポーツ庁は、平成23(2011)年に制定された「スポーツ基本法」の理念を実現するための組織として設置されたものであり、スポーツ自体の振興にとどまらず、障害者理解の促進や共生社会の構築等をはじめ、スポーツを通じた社会発展を図っていくことを使命としている。このため、厚生労働省におけるスポーツやレクリエーションを活用したリハビリテーションや社会参加を促進する施策についても連携・協働して取り組み、障害者スポーツを通じた健康長寿社会や共生社会の構築等に向けた新たな施策を推進することが期待されている。

(有識者会議について)

- このように障害者スポーツを取り巻く環境が大きく変化する中、平成

27年度文部科学省委託事業「地域における障害者のスポーツ参加促進に関する実践研究」(以下「実践研究」という。)では、国は、各都道府県・指定都市が実施する実践研究の実施状況の進行管理を行うとともに、今後の地域における障害者スポーツの普及促進の方向性について検討を行うこととされている。

このため、国は、平成27(2015)年5月「地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)の開催を決定した。

- 有識者会議においては、地方公共団体やNPO法人からのヒアリングを行うとともに、障害者スポーツに関して深い識見を有する有識者をはじめとする各委員から、障害者スポーツの普及促進に関する全般的な意見や普及促進のための取組方策について提案を頂き、平成27(2015)年8月には委員からの意見を整理して「中間整理」をとりまとめた。
- その後、有識者会議においては、実践研究を行う地方公共団体からのヒアリングを行い、実践研究の進行管理を行うとともに、地方公共団体の取組の現状・課題等を踏まえた審議を進めてきたところであり、これまでの検討結果をここにとりまとめた。

(本報告書について)

- 本報告書では、まず、障害者スポーツの普及促進の必要性・課題等について整理し、次に、障害者スポーツの普及促進のための取組方策について、(1) 障害児のスポーツ活動の推進、(2) 障害者のスポーツ活動の推進、(3) 障害者と健常者が一緒に行うスポーツ活動の推進、(4) 障害者スポーツに対する理解促進、(5) 障害者スポーツの推進体制の整備等の5つに分類して整理した。

このうち、(1)～(3)の活動を推進する上で、「障害者スポーツを知る・親しむ」、「指導者の養成・研修」、「連携・つなぐ役割」が共通する重要な取組であることが明らかになり、そのためには、人材・財源・情報も含め、誰が主体となりこれらの取組を行うのか、また、(4)障害者スポーツの理解促進を含め、(5)障害者スポーツを推進していく体制として、誰、あるいはどの組織がその地域の障害者スポーツをマネジメントし、コーディネートしていく役割を担うことが適切なのかについて、望ましい姿を明らかにすることが必要とされた。

このため、実践研究を行う地方公共団体の取組や障害者スポーツの現

状・課題を踏まえつつ、障害者スポーツの普及促進における国・地方公共団体・学校・スポーツ団体（障害者スポーツ団体を含む。以下同じ。）・企業等に求められる役割を報告書の別添のとおり整理した。

- 各界の関係者におかれでは、障害者スポーツを通じた社会発展等、本報告書の趣旨にご理解いただくとともに、本報告書の提言を踏まえ、必要な取組を自主的に推進することを期待お願いしたい。

2. 障害者スポーツの普及促進の必要性・課題等

（普及促進の必要性）

- スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、楽しさ・喜びをもたらし、心身の健全な発達を促し、人々との交流やコミュニケーションを促進するなど、生涯を通じて幸福で豊かな生活を営む基盤である。

こうしたスポーツの持つ価値や意義は、年齢や性別、障害等を問わず、全ての人々に享受されるものであり、障害者においても、等しく共有されるものである。

- 障害者スポーツは、障害のある人が行うスポーツであり、障害者が、スポーツを通じて自らの可能性にチャレンジしたり、仲間との交流やコミュニケーションを深めることは、生活の質を高め、人生をより豊かにしてくれるものである。

さらに、障害者スポーツの普及促進は、健常者の障害者への理解を促進し、障害者と健常者との交流を推進するものである。

- 障害者がスポーツを行いうに当たっては、障害のある人の特性に応じた配慮や工夫が必要であり、障害の種類や程度に応じたクラス分けを行い、ルールや用具、運動の仕方を変更して、あるいは新たに考案して実施するところに特徴がある。

このため、障害者のスポーツ実践のノウハウは、障害者はもとより、一般のルールや用具の下にスポーツを行うことが困難な子供や高齢者等のスポーツへの汎用も可能となる。

また、近年、車いすダンス、ブラインドサッカー、車いすカーリングなど障害のある人とない人が一緒に行うスポーツが普及しており、このようないるように、障害者スポーツは、障害のある人もない人も共に実践できるスポーツとしての可能性が期待されている。

- 地域において、障害の有無にかかわらず、多くの人々がスポーツに参画できる環境が整っていることが、障害者スポーツの普及促進の基盤であるが、このような前述のような特性を有する障害者スポーツを推進することは、障害者の生きがいや生活の質の向上、自立や社会参加の促進といった効果のみならず、少子高齢化や人口減少が進む我が国において、スポーツに苦手意識を有する子供や高齢者等にもスポーツへの参画を促し、障害者と健常者が一緒になりスポーツ活動を実施しやすくなるなどの効果もあり、このことは、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築といった我が国の発展にも貢献するものである。

(普及促進の課題等)

- しかしながら、障害者がスポーツを実施するに当たっては、例えば、障害を理解したスポーツの指導者・審判や障害特性に応じた用具が必要であり、また視覚障害者、聴覚障害者、重度障害者等の情報の取得が困難な者や車いす利用者などがスポーツ活動の場に行くまでのアクセスの確保や介助者の確保に係る費用が必要であるなど、こうした条件の有無により、障害者のスポーツへの参加が左右される場合がある。
- 現在、成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は18.2%であり、成人一般の週1回以上のスポーツ実施率40.4%に比較して低い状況にある。また、パラリンピックの認知度は98.2%あるにもかかわらず、パラリンピック以外の障害者スポーツの直接観戦経験のある者は4.7%にすぎないといった調査結果もある¹。
- さらに、現在、(公財)日本障がい者スポーツ協会に登録・準登録している6462の障害者スポーツの競技団体のうち、法人格を有している団体は3832団体となっている。
- このような障害者のスポーツの現状をみると、障害者が身近にスポーツを行う環境は十分には整っておらず、とりわけ、障害者スポーツを支え、推進する団体や組織は脆弱な状況にある。
- このような中、地域において障害者スポーツを普及していくためには、ソフト・ハード・ヒューマンの様々な面からの取組が必要である。
- このための具体的な方策については、以下「3. 障害者スポーツの普及

¹ 日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」報告書（平成26年11月）

促進のための取組方策」に記述している。

- これらの具体的方策に取り組む上で重要な点は、各都道府県・市区町村における障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツの団体だけで取組を進めていくのではなく、国においては障害者のスポーツ施策が一元化されたことを踏まえ、各都道府県・市区町村において、人材・財源・情報の集約・活用の観点から、障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツ協会をはじめとする障害者スポーツ関係団体・施設が障害者スポーツ推進の中核になりつつ、学校、教育委員会、スポーツ・レクリエーション関係団体、社会福祉関係団体（社会福祉協議会、障害者福祉団体、障害者のボランティア活動に関わる団体を含む。以下同じ。）、医療関係団体等との連携・協働体制を構築し、それぞれが有する人材や資源を有効に活用しながら推進していくことが必要であると考える。
- 平成27(2015)年8月に国が公表した「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」によると、平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）開催で期待される効果として最も高い割合を占めているのは「障害者への理解の向上」となっている。このような国民の期待に応え、東京大会のレガシーとして真の共生社会を構築するためには、障害者スポーツの必要性や可能性を広く共有した上で、社会全体で障害者スポーツの普及促進に取り組むことが求められる。

3. 障害者スポーツの普及促進のための取組方策

(1) 障害児のスポーツ活動の推進

(障害者スポーツを知る・親しむ)

- 幼児期における運動・スポーツ経験がその後のスポーツ活動に大きな影響を与えることから、障害の有無にかかわらず、幼児期から家庭や地域などあらゆる場や機会をとらえて、多様な運動・スポーツに親しみ、スポーツは楽しいという意識を高めていくことが重要である。
- 特に、障害児が早い時期に障害者スポーツを「知る」ことが重要であり、障害者スポーツに出会う場を創出することも重要である。そのような場としてまず考えられるのが学校であり、特別支援学校に在籍する障害児のみならず、特別支援学級や通常の学級に在籍する障害児も含め、学校長のリーダーシップにより、学校における障害児のスポーツ環境を

充実することが期待される。

例えば、自らの障害と向き合いながら無限の可能性に挑戦するパラリンピアンが学校等で障害児と直接話すとともに、一緒にスポーツを体験し、高度なパフォーマンスを見せるることは、障害児がパラリンピアンに憧れを抱き、**障害者**スポーツに興味や関心を持つきっかけとなる²。

同様に、障害児が地域で**障害者**スポーツを実践している卒業生等に接することは、障害児が、日常のスポーツ活動にイメージを持ち、スポーツ活動への参加の動機づけになるものと考えられる。

また、例えば、学校の社会科見学や体育・保健体育等の授業において、全国に 114 か所ある**障害者**スポーツ施設³を効果的に活用することにより、**障害者**スポーツを直接体験し、**障害者**スポーツに興味・関心を持ち、さらにはスポーツ活動の場などへのアクセス方法を認識することなどが考えられる。

現在、国はオリンピック・パラリンピック教育を全国的に推進しようとしているが、特に、パラリンピック教育の一環として、上記のような取組が各地域において積極的に行われることが期待される。

- 障害児を受入れているスポーツ少年団⁴や障害児を主な対象にしているスポーツ少年団など、障害児のスポーツ活動を推進しているスポーツ少年団が一部見受けられるが、全国的な広がりになっていないため、このような活動を行うスポーツ少年団を増やす取組が期待される。
- 障害児のスポーツ用途の車いすなどは高価であり、障害児がスポーツを開始したいと思っても、用具の問題で始められないとの声が聞かれる。国は、障害児が身近な地域でスポーツに親しめるよう、地域のスポーツ施設等に障害児の発達段階に応じた用具が設置されるような支援をすることが望まれる。
- 障害児が通う特別支援学校においては、運動部活動・クラブ活動が行われている学校が、高等部では約 59%、中学部では約 37% に留まって

² 平成 27 年 7 月 9 日オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて(中間まとめ)」においては、児童生徒にオリンピアンやパラリンピアンに直接接する機会を設けることについては、教育上有意義かつ効果的であるとしている。

³ 平成 24 年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」報告書によると、障害者専用又は障害者が優先的に利用できるスポーツ施設を「障害者スポーツ施設」としている。

⁴ スポーツ少年団は、子供たちに地域を基盤としたスポーツの場を提供し、スポーツ活動を行う団体であり、昭和 37 年、日本体育協会において青少年の健全育成を目的として創設された(平成 2726 年度未時点~~で現在~~約 3 万 3 千 34,036 の単位団がある)。

いる状況であり⁵、特別支援学校の児童生徒のスポーツへの参画の機会を拡充するための取組の充実が求められる。

(指導者の養成・研修)

- 障害児が障害者スポーツを知る上で、学校教員の役割は非常に大きい。都道府県教育委員会等においては、例えば、現職教員に対して、初任者研修や免許状更新講習などにおいて、障害者スポーツに対する知識や理解を促すことが期待される。
- 障害児の障害特性を理解した体育・保健体育の指導ができる教員やスポーツ指導者の養成・確保が必要であり、少なくとも体育教員やスポーツ指導者を養成する大学においては、障害者スポーツに関する科目の位置付けの検討が期待される。
- 通常の学級に在籍する障害児や特別支援学級に在籍する障害児が、通常の学級での体育・保健体育の授業に参加する際、集団活動が難しい場合が見られる。教員が集団活動にあって個別的な対応も含めた授業を構成し、適切な指導ができるよう、国は、障害のある子供とない子供が共に学べる実践プログラムを研究開発することが望まれる。
- 前述のとおり、特別支援学校等における体育・運動部活動は重要であり、教員の専門知識・ノウハウの習得は必要である。特別支援学校等の教員に対しては、障害者スポーツ指導者の資格の取得を促すことが期待されるが、高等学校や中学校の部活動においては外部指導者の活用が進んでいることも踏まえると、当面、障害者スポーツ指導者等の派遣による対応も考えられる。

(連携・つなぐ役割)

- スクールバスで学校に通う障害児は、学校では体育等で活動ができても居住する地域では一緒に運動・スポーツを実施する仲間がいないなどの現状にある⁶。他の学校等に在籍する障害児や地域住民との合同活動や、

⁵ 平成 25 年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」報告書によると、運動部やクラブがある特別支援学校は、「小学部」で 9.4%、「中学部」で 37.2%、「高等部」で 58.6% であった。

⁶ 平成 25 年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」報告書によると、障害者がスポーツ・レクリエーションの実施の障壁と捉えていることとして「体力がない」(26.7%) が最多で、次いで「金銭的な余裕がない」(25.9%)、「時間がない」(14.5%)、「仲間がいない」(10.5%) であった。

地域のスポーツイベントなどへの参加を促すなど、障害児を地域におけるスポーツ活動につなぐ人材の育成・確保が重要である。

- 学校を卒業した児童生徒を、引き続きスポーツ活動ができる場につなぐための取組を強化することが期待される。例えば、地域の障害者スポーツ競技団体が学校で**障害者**スポーツのデモンストレーションを行うことなど、児童生徒が在学中に地域の**障害者**スポーツ活動に触れる機会を充実することが考えられる。
- 全国に約5万人いるスポーツ推進委員⁷は、スポーツの実技指導はもとより、行政と地域住民との間を連絡調整するコーディネーターの役割を担っており、国は、障害者スポーツ指導者資格の取得を奨励することや、資質向上のための研修会を支援するなどして、スポーツ推進委員が、学校と地域など、関係者、関係団体をつなぐ役割を担うことが期待される。

(その他)

- 学校施設のバリアフリー化が十分ではないため、エレベーター、スロープ、多目的トイレ等の施設・設備の整備を進めることが期待される⁸。

(2) 障害者のスポーツ活動の推進

(**障害者**スポーツを知る・親しむ)

- 障害者スポーツ大会の開催は、障害者のスポーツ参加の拡大、指導者やボランティアの養成・活用の上で重要な役割を担っている。
また、地域における日常的な**障害者**スポーツの交流会や体験会等の実施は、障害者がスポーツ活動を継続していく上で重要である。
- 共生社会の実現の観点からは、障害者**が**スポーツに親しむ機会の確保・充実にあたって、パラリンピック関係競技だけでなく、障害者がその障害・程度に応じた多様な**障害者**スポーツに親しむことができるようにするなど、障害の種類や障害の有無にかかわらず、誰もがともに親しむことができる取組を各地域において展開することが求められる。

⁷ スポーツ基本法第32条第2項において、「スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする」と規定されている。

⁸ 平成26年10月国立教育政策研究所文教施設教育センター「学校施設の防災機能に関する実態調査の結果について」によると、全国の公立学校のうち、避難所に指定されている学校の、体育館・校舎等にスロープが設置されている割合は66.0%、体育館・校舎等に多目的トイレが設置されている割合は54.2%であった。

- また、スポーツに親しんでいる障害者への支援に加え、地域における障害者のスポーツへの参画状況、スポーツに参画していない障害者の状況やニーズを、スポーツ関係団体等が社会福祉関係団体等と連携して把握し、地域におけるニーズを踏まえた上で、適切に支援していくことも重要である。
- さらに、障害者を対象とした福祉サービスのうち、自立訓練、療養介護、生活介護などの日中活動の場は、障害者がスポーツに触れる重要な機会となりうるものであり、当該サービスの提供に携わる作業療法士、理学療法士、社会福祉士、介護福祉士等の関係者を通じて障害者がスポーツに触れる機会が拡大することが期待される。
- 加えて、地域のリハビリテーションセンターをはじめとする社会福祉関係団体等と連携して、中途障害者がスポーツに出会い親しむ機会の充実を図ることも必要である。
- 障害者スポーツの用具は、高価なものが多く、障害者がスポーツを始めたいと思っても、用具の問題で始められないとの声が聞かれる。国は、障害者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、地域のスポーツ施設等に障害者スポーツの用具が設置されるような支援をすることが望まれる。
- 市区町村や学校区単位で日常的にスポーツを楽しめるようにするためには、新たな施設の整備だけでなく、既存のスポーツ施設を活用することが有効であると考えられる。その際、学校施設をはじめとする地域のスポーツ施設が重要な活動拠点の一つであると考えられるが、学校これらの施設の利用に当たっては、例えば、車いすの使用により体育館の床が傷つく、休日の校舎施設管理の困難さ、学校開放時間や開館時間の制限等のような課題があり、地方公共団体においては、現場の負担にならない方策を検討するとともに施設管理者の理解啓発に努める必要がある。
- 特別支援学校の学校開放率は、特別支援学校を除く公立学校に比べると低い状況にある⁹。特別支援学校は、障害者にとって、身近であり、安心して安全にスポーツができる拠点になり得るため、国は、特別支援学校の

⁹ 平成 26 年度「学校施設設置状況等調査」によると、公立学校(特別支援学校を除く)の学校開放の割合は体育館 85.1%、グラウンド 77.8%に対し、特別支援学校の学校開放の割合は平成 25 年度文部科学省委託事業「地域における障害者スポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究」によると、体育館 57.5%、グラウンド 54.3%であった。

負担とならない範囲で放課後や休日にも在校生・卒業生・地域住民等が気軽にスポーツ活動に参加できるような取組を促進する必要がある。

- 国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、競技団体が国際競技大会へ出場するための事前の強化合宿などが行われており、障害者がそれらの活動を見学することも障害者スポーツを始めるきっかけになると考えられる。

(指導者の養成・研修)

- 障害者が個人のニーズやライフステージに応じたスポーツ活動を実施することが重要であり、そのためには、障害の種類や程度を踏まえた指導者や支援者の養成・確保が急務である。
- 2020年東京パラリンピック競技大会も見据え、関係する障害者スポーツ団体においては、障害者スポーツ指導者の養成の拡充を図り、特に教員、スポーツ推進委員、障害者スポーツを担当する行政職員等を対象とした養成講習会を開催することや、障害者スポーツ指導者資格保有者に対する資質向上のための研修の充実に取り組むことが必要である。
- 現在、月に1回以上活動している障害者スポーツ指導者は34.3%であり、活動する場がない、活動の場に関する情報が少ない等の課題がある¹⁰。

このため、後述する特別支援学校等を活動場所とした総合型地域スポーツクラブ¹¹（以下「総合型クラブ」という。）の設置にあたっての外部指導者の活用をはじめ、障害者スポーツ指導者の活動の場を充実する取組を推進することが必要である。

また、障害者スポーツ団体においては、障害者スポーツに関する指導者をWeb上の人材バンクに登録し、指導者を派遣する取組などを行っている例があり¹²、指導者を活用し、運営する側と指導を必要としている側とのマッチングを図る上でも、効果のある取組と考えられる。

さらに、（公財）日本障がい者スポーツ協会は、障害者スポーツ指導員等の資格が取得できる大学・短期大学・専門学校を資格取得認定校として認定しているが、資格を取得した卒業生が地域において活躍できるよう、資格取得認定校と障がい者スポーツ指導者協議会等の障害者スポーツ関

¹⁰ 平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）報告書」

¹¹ 地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供するスポーツクラブ。
平成26年7月現在3,512クラブある。

¹² 大分県障がい者体育協会では、インターネット上で指導者の登録・派遣及び障害者スポーツの紹介を行うサイト「みつけ！障がい者スポーツの広場おおいた」を開設している。

係団体との情報共有や連携協力を推進することも求められる。

- なお、障害者スポーツ指導者の養成にあたっては、障害者をはじめとした障害者スポーツの経験者が指導者となっていくことも望まれるが、そのためのモデルやシステムを関係団体が連携して構築することも必要である。

(連携・つなぐ役割)

- 平成 20 (2008) 年に全国障害者スポーツ大会における精神障害者のバレーボール競技が導入され、平成 25 (2013) 年に精神障害領域における全国的な統一団体 ((特非) 日本ソーシャルフットボール協会) が初めて発足されるなど、近年、地域におけるスポーツ活動として、精神障害者のスポーツが発展している。

精神障害者は、病院や社会復帰に向けた施設での活動からスポーツに接する機会があることや地域社会での受入れが重要であることから、精神障害者のスポーツの普及に向けては、医療機関や精神保健福祉機関、スポーツ関係団体等が連携・協働して取り組むことが特に重要である¹³。

- 例えば、国立障害者リハビリテーションセンターでは、リハビリテーションのメニューの一つに早期からスポーツを取り入れることにより、その後のスポーツ活動につなげている事例があることから、スポーツ活動の継続につなげるため、理学療法士や作業療法士、義肢装具士等との連携も重要である。

- 障害児者が、学校卒業後もスポーツ活動を継続していく上で、運動部活動から地域のスポーツ活動などへの流れをつくることが重要であり、そのためには、学校と地域の連携や、そのつなぎの役割を担う人材の検討が必要である。

- さらに、障害者スポーツ団体においては、学校や地域と連携しながら、障害者スポーツに関する様々な機会を活用して有望な選手の発掘につなげていくことも求められる。

また、近年、地方公共団体においては、地元出身の有望選手を発掘し支援する取組を行っているが、このような取組を推進するためには、障害者スポーツ団体の情報や取組を共有することも必要である。

(その他)

- 2012 年ロンドンパラリンピック競技大会を開催したイギリスにおい

¹³ 精神障害者のスポーツについては、平成 25 年 9 月 27 日に閣議決定された障害者基本計画において、「特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者について、振興に取り組む」とされている。なお、平成 27 年度には、第1回ソーシャルフットボール全国大会(サッカー)及び国際大会が開催されているの開催が決定している。

ても、障害者差別禁止法（2004年改正）等を機に、障害者の地域スポーツ施設への利用を活性化させた経緯がある。

我が国においても、平成28（2016）年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されることを踏まえ、受け入れ側の意識の醸成や、安全確保を含め地域スポーツ施設における障害者の利用拡充への取組が期待される¹⁴。

- 企業の中には、資金援助のみならず社員ボランティア等の人的支援も含めた障害者スポーツイベントへの支援や、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用率の達成のみならず、障害者雇用も含めた障害者アスリートへの支援等に取り組んでいる例も見受けられるが、障害者のスポーツ活動の推進の観点からも、このような企業の取組の充実が期待される。

（3）障害者と健常者が一緒に行うスポーツ活動の推進

（障害者スポーツを知る・親しむ）

- 障害者スポーツは、個人の心身の状況や、体力に応じて障害者と健常者が一緒に活動することができるものであり、高齢化が進む我が国において、ますます重要になると考えられる。
障害者スポーツの持続的な発展のためには、健常者が障害者を単に支援するのではなく、障害者と健常者がスポーツの種目などのルールや用具を工夫して、一緒にスポーツを創り、楽しめるクラブやサークル等の多様な活動を行うことが重要である。
- 例えば、スペシャルオリンピックス日本¹⁵においては、知的障害がある人（アスリート）とない人（パートナー）がコーチの指導のもと、共にチームメイトとしてスポーツに取り組むプログラム「ユニファイドスポーツ®」などがあり、今後の障害者スポーツの普及・啓発においては重要な考え方であると思われる。
- 障害者と健常者が一緒に活動するスポーツとして、例えば、フラ

¹⁴ 平成26年度文部科学省委託事業「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」（公共スポーツ施設における障害者の利用促進・安全確保に関する調査研究報告書）

¹⁵ 知的障害のある人たちに対し、様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場（競技会）を提供する団体。現在、全国47都道府県に支部があり、地域に根ざした活動等を行っている。

イングディスク、ボッチャ、卓球バレー、風船バーレーボール等があり、これらの競技用具は比較的安価に手に入るため、関係する障害者スポーツ団体や地域のスポーツ施設等において整備されることが期待される。

- 学校教育においても、障害のある子供とない子供が一緒に**障害者**スポーツを行ったり障害者アスリート等の体験を聞くなど、**障害者**スポーツを通じた交流及び共同学習を推進することが求められる。

(指導者の養成・確保・活用)

- 障害者と健常者が一緒に楽しむことができる場を創るのは、必ずしも容易ではなく、障害者スポーツ団体は、指導者やスタッフといったスポーツ活動の場面での人材や、関係者・関係団体間をつなぎ、連絡調整の役割を担うコーディネーターの人材を養成・確保する必要がある。

国は、こうした人材の養成・確保のノウハウをまとめたマニュアルや手引き¹⁶が活用されるよう促すとともに、地域の求めに応じて研修の機会を設けることが望まれる。

(連携・つなぐ役割)

- 今後、**総合型地域スポーツクラブ**¹⁷(以下「総合型クラブ」という。)は、障害者のスポーツ活動支援など、多様なニーズや地域課題に応える新たな取組や形態により、発展させていくことが重要とされている¹⁸が、現在、障害者が参加している総合型クラブの割合は、30.6%となっている。

国は、総合型クラブが地域の障害者スポーツの場としても活用されるよう、障害者スポーツ導入のためのガイドブック¹⁹の普及や特別支援学校等との連携を促すことが期待される。

また、小中学校を活動場所として総合型クラブを設置した上で、学校開放に係る施設管理業務や利用調整業務を総合型クラブが受託することによりクラブの自主財源の確保と学校の負担軽減を図っている事例もあることから、このような取組も参考にして、特別支援学校等を活動場所とした総合型クラブを設置することにより、地域の障害者スポーツの拠点整備を図ることも考えられる。

16 平成26年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する連携実践研究）」

17 地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供するスポーツクラブ。
平成26年7月現在3,512クラブある。

18 「今後の地域スポーツの推進方策に関する提言」（平成27年6月30日今後の地域スポーツ推進体制の在り方に関する有識者会議）

19 平成26年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域のスポーツクラブにおける障害者スポーツの導入）」

- 障害者と健常者が一緒に楽しむことができる多様な場を創出するためには、障害者と健常者が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発やスポーツ・レクリエーションイベント等の実施が求められる。

その際、地域の実践の場においては、スポーツ、教育、福祉等の分野の関係者の連携による取組が重要である。

例えば、行政、学校、スポーツ団体、社会障害者福祉関係団体、スポーツ推進委員等の代表者から構成される「実行委員会」を設置するなどして、連携の取組を一層広めることが必要である²⁰。

(4) 障害者スポーツに対する理解促進

(理解・啓発)

- 障害者スポーツに対する理解を促進するためには、障害者スポーツ大会の開催前に、近隣の学校や障害者関連施設等で車いすを使用するスポーツなどの「体験」をしたり、オリンピアン、パラリンピアンなどのアスリートから直接話を聞く機会を設けたり、大会当日、競技やクラス分けをわかりやすく解説したハンドブックの配布やアナウンサーによる説明の実施などが効果があると考えられる。

その際、障害者スポーツの魅力を効果的に発信するためには、健常者と連携協力しつつ、障害者自身が主体的・積極的に取り組むことが重要である。

- 学校において、障害者スポーツを体験した子供は、保護者にその体験を語ることにより、保護者が障害者スポーツに興味や関心を抱き、保護者が子供を障害者のスポーツ大会に連れて行くようになることも考えられる。障害者スポーツへの理解・普及を進めるためには、子供から大人へ、そして大人から子供へといった相互作用を意識した取組が重要である。

- マラソン大会に車いすマラソンの部門を設けたり、陸上競技大会に障害者の部門を設けるなど、健常者の大会に障害者の大会を組み込む工夫がすることにより、障害者スポーツの理解促進につながると考えられる。

- 幅広く多くの国民の理解促進を図るためには、マスメディアによる障

20 平成27年度文部科学省委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業」

害者スポーツに関する報道の充実が重要である。オリンピアン、パラリンピアンなどのアスリートが、イベント等で地域住民への周知活動を行うことにより、マスメディアによる報道が多くなり、それにより障害者スポーツに対する国民の理解が促進されるという好循環が生まれるため、こうした取組は有効であると考えられる。また、マスメディアの中には、報道のみならず自ら障害者スポーツ関係のイベントを企画・実施等する取組も見受けられるところであり、このような取組の充実も期待される。

- 障害者スポーツ大会等へのボランティアとしての参画は、障害者スポーツを直接理解し関心を高める機会となると考えられることから、後述する推進体制の整備のみならず理解促進の観点からも、多くのボランティアの参画が期待される。

(広報)

- スポーツ大会の動画・ネット配信やスポーツ教室やイベント参加者による体験談をSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等で発信することは有効な広報になると考えられるが、多くの人がアクセスするための情報発信の工夫や興味を持たせるための仕掛けづくりが必要となる。
- 障害者のスポーツ教室等の情報が掲載されているインターネットのサイト²¹の例は、広報の手段として有効であるが、こうした情報は、障害者スポーツ関係団体のサイトのみならず、一般のスポーツ関係団体のサイトにおいても掲載されることが、障害者スポーツを広報する上で有効と考えられる。
- 各地方公共団体自治体においても、インターネットやSNS等を活用した情報発信の工夫とともに、地元メディアと連携した地方独自の情報発信に取り組むことも望まれる。

(その他)

- 企業が障害者スポーツを理解し普及促進することは、障害者のスポーツ活動の推進の観点のみならず企業の社会的責任（CSR）の推進の観点か

²¹ 例えば、東京都では、障害者のスポーツ教室の開催や障害者スポーツ大会等の情報を掲載しているポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」がある。

らも重要であり、企業のイメージ向上や障害者の就労支援などにもつながるものと考えられる。そのような企業の取組を後押しする観点から、国や地方公共団体、(公財)日本障がい者スポーツ協会等の関係団体において、障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰・認定する仕組みを導入・充実することが望まれる。

- 国民の障害に対する理解を深めることなどを目的とした全国的な行事として、「全国障害者スポーツ大会」が毎年開催されている。同大会は、国が関係団体や開催自治体と連携して開催しているものであるが、健常者の障害者や障害者スポーツへの理解促進も含めた、障害者スポーツの普及促進に大きな役割を果たしており、継続的な開催とともに、2020年東京パラリンピック競技大会開催も踏まえた開催内容の見直しや改善充実について検討を行うことが求められる。

(5) 障害者スポーツの推進体制の整備等

(地域における推進体制の整備)

- 現在、多くの地方公共団体においては、障害福祉部局で障害者スポーツを所管²²しているが、障害者スポーツを地域全域に普及するためには、人材、ノウハウ、施設等を有するスポーツ部局や、公立学校を所管する教育委員会その他の関係部局、関係者・関係団体等との連携・協働による取組が不可欠である。

平成27年度から開始した文部科学省の事業²³⁺⁹については、国がスポーツ部局と障害福祉部局の連携に基づき、保健医療部局等のその他関係部局や関係者・関係団体の連携・協働を働きかける内容となっているが、今後、先進事例として発展させ、各都道府県・市区町村において常設の体制が整備されることが望ましい。

- また、障害者スポーツの推進体制を構築するためには、各地域の実践の場において、行政、学校、スポーツ団体、社会障害者福祉関係団体、医療関係団体、NPO、企業等、障害者スポーツに携わる組織間を連絡調整する役割を担う「障害者スポーツコーディネーター（仮称）」のような人材が必要である。なお、総合型クラブが、地域の多様な関係者の交流拠点として、このようなコーディネート機能を担うことも考えられる。

²² 平成27年4月1日現在、都道府県の障害者スポーツの所管部局は、障害福祉部局が44都道府県、スポーツ部局が3都県（東京都、佐賀県、鳥取県）。

²³ 平成27年度文部科学省委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業」

- また、2020年東京パラリンピック競技大会の開催決定等を契機に障害者スポーツの認知度が徐々に拡がる中で、障害者スポーツの普及啓発の取組については、行政のみならず、スポーツ関係団体やNPO、民間企業をはじめとした多様な主体が取り組むなど、担い手の多様化が求められる。その上で、行政は、スポーツ関係団体の競技力向上の取組への支援とともに、障害者スポーツに取り組む機会・環境の拡大や競技力向上に関する取組は、スポーツ関係団体等と連携しつつ、行政がに主体となって取り組むことが必要である。
- 各都道府県・市区町村においては、障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制を整備した上で、関係部局・関係団体のリソースも活用した取組の充実を図ることが求められる。具体的には、域内の障害者スポーツの現状・課題を把握し、地域の障害者スポーツ振興プランの策定、地域の障害者スポーツ活動の拠点整備、体験会をはじめとした各種障害者スポーツ関係事業の実施、地域住民に対する情報提供等に積極的に取り組むことが期待される。
- このため、国においては、実践研究を行う地方公共団体自治体の取組状況の把握等を通じて先進的な取組事例を収集するとともに、実践研究を行う地方公共団体自治体をはじめ、障害者スポーツの体制整備等に積極的に取り組もうとする地方公共団体自治体へ専門家を派遣して、先進的な事例や専門的なノウハウの提供等の支援を行う仕組みを構築することが求められる。

(障害者スポーツ団体の体制整備)

- 現在、各都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会においては、各種スポーツ団体や社会福祉関係団体等の職員が兼任するなどして対応しているが、障害者スポーツの普及促進を図る上で専任の職員が確保されることが期待される。
- 地域において障害者スポーツを推進するためには、競技別・障害種別に組織されている障害者スポーツの競技団体の基盤強化は不可欠であるが、障害者スポーツの競技団体は、事務局体制や運営資金など活動の基盤が脆弱である。

国及び地方公共団体は、(公財)日本障がい者スポーツ協会や都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会等とも連携して、障害者スポーツの

競技団体によるガバナンス強化と基盤強化に向けた方策を検討することが期待される。その際、東京パラリンピック競技大会のレガシーとして、2020年以降も視野に入れた持続的・長期的な方策の検討を行うことが望まれる。

なお、平成27(2015)年に開設された日本財団パラリンピックサポートセンターにおいては、共同オフィスの無償提供や団体運営に伴う業務(経理処理、国際業務)のサポート等、競技団体の組織基盤の強化の支援に取り組んでいる。また、公益財団法人(公財)日本サッカー協会(JFA)においては、7つの障害者サッカー団体が構成員となった障がい者サッカー協議会を設置し、障害者サッカーへの支援の推進方策等を検討している²⁴。このような取組も踏まえ、国内競技団体(NF)をはじめとしたスポーツ関係団体においては、当該競技やNFの状況等に応じて、障害者スポーツ種目も含めたスポーツ競技の振興の観点から、障害者スポーツ競技団体の組織基盤の強化の支援等に取り組むことが求められるも有効と考えられる。

(ボランティア)

- 障害者スポーツにおけるボランティアを必要とする側の意向とボランティアをしたい個人・団体・企業の側の意向とのマッチング等の課題など、先進事例の収集や調査が必要である²⁵。
- 障害者スポーツ指導者資格を取得する前段階として、4時間程度のカリキュラムによる講習会で「障害者スポーツサポーター」を養成している例²⁶があり、障害者スポーツの支援を気軽に始めたいと思っている者にとっては効果的な取組であることから、各地でもこうした取組が行われることが期待される。
- 東京大会においては約8万人の大会ボランティアが必要と言われており、今後、その養成・確保に向けた取組が組織委員会等の関係機関で行われることになっているが、このような機会も活用して、単なる一過性

²⁴ NPO法人日本アンプティサッカー協会、NPO法人日本ソーシャルフットボール協会、日本知的障がい者サッカー連盟、日本電動車椅子サッカー連盟、日本脳性麻痺7人制サッカー協会、NPO法人日本ブラインドサッカー協会及び一般社団法人日本ろう者サッカー協会が構成員となっている。

²⁵ 平成26年度文部科学省委託事業「スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究(スポーツにおけるボランティア活動を担う組織・団体活性化のための実践研究)報告書」によると、スポーツボランティア組織・団体の登録者の活動内容で「スポーツイベント・大会での障害者に対するサポート」を実施している割合は44.4%であった。

²⁶ 平成27年度から、新潟県障害者スポーツ協会では、障害者のスポーツ活動を積極的に支援する「公認障がい者スポーツサポーター」を養成し、登録している。

のイベントのボランティアに留まらず、障害者スポーツに継続的に参画するボランティアの養成・確保につなげることが期待される。

- なお、障害者スポーツのボランティアと言うと、一般的には健常者が障害者を支援するものと考えられているが、障害者が障害者アスリートを支援する取組とともに、観戦に来た健常者に対し障害者が障害者スポーツのルールや現状等を説明するなどにより障害者が健常者を支援する取組も含め、障害者のボランティアへの参画も期待される。
- また、各自治体の社会福祉協議会に設置されているボランティア・市民活動センターを活用し、健常者のみならず、障害者自らも積極的にボランティア活動に参画する取組を推進することが期待される²⁷。

(その他)

- 障害者スポーツは、障害の種類や程度に応じて極めて多様であり、対象者のニーズも同様であることから、国は、障害者スポーツに関する基礎的な調査研究から、障害者スポーツ用具に関する研究開発、最新のスポーツ医・科学の研究まで、様々な取組を奨励し、その調査研究成果を蓄積することが必要である。

²⁷ 東京都が平成28年2月に策定した「共助社会づくりを進めるための東京都指針」においても、東京ボランティア・市民活動センターは、“共助社会実現に向けたボランティア活動の推進に当たり、広域的な事業展開及び支援を行うボランティアセンターの中核的存在としての役割を担っている”とされている。